

令和元年6月12日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04539

研究課題名(和文) 教育基本法の制定過程と受容過程に関する研究

研究課題名(英文) Research on the process of implementation and influence to school education by the Basic Education Act

研究代表者

佐々木 幸寿 (SASAKI, Koju)

東京学芸大学・教育学部・教授

研究者番号：20432180

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：教育基本法第二条の目標事項が、学校における教育実践にどのような影響を与えているのか、理念的影響、規範的影響の二つの視点から分析を行った。その結果次のようなことが観取された。第一には、第二条の目標事項は、全体として教育実践において達成すべき規範としてとらえられているというよりは、主に教育理念として影響を与えていると認識されていたこと、第二には、小中学校において、道徳教育に関する目標事項が規範としての影響を与えていると認識されていたこと、第三には、第二条の第1号～第5号の枠組みは学校現場においては教育実践上の枠組みとしても実際に受け入れられていること等が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教育基本法第二条(教育の目標)は、教育に関する根本法として、学校教育法等の個別法に影響を与えたり、学習指導要領の根拠となることで教育委員会の方針や学校の教育課程編成の方針、さらには教科書検定を通じて教科書の編集に影響を与えていること、いわば法制度に影響を与えてきたと考えられてきたが、学校の教育実践にどのように影響を与えているのかは明らかにされてこなかった。

本研究によって、第二条は、主に教育理念として影響を与えていること、道徳教育に関する規範としての影響を与えていること、第二条各号の枠組みは教育実践上の枠組みとしても受け入れられていることなど教育実践にも影響を与えていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：We analyzed how the goals of Article 2 of the Basic Education Act affect educational practice in schools from two perspectives: philosophical effects and normative effects. As a result, the following things were observed. First, it was recognized that the goals of Article 2 were mainly influenced as an educational philosophy, rather than being regarded as a norm to be achieved in educational practice as a whole. Secondly, in elementary and junior high schools, it was recognized that the target items on moral education had an influence as a norm. Thirdly, it became clear that the framework of Article 2 No. 1 to No. 5 was shown to be accepted as a practical framework of education in schools.

研究分野：学校行政学

キーワード：教育法 教育基本法 教育の目標 学習指導要領 教科書検定基準 学校教育 教育実践 学校法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1)2006年の教育基本法改正以降、教育基本法の規定を踏まえた学習指導要領改訂、教科書検定基準の改正がなされるなど、制度改革がなされてきたが、教育内容の在り方にも大きな影響を与えるようになってきていると推測される。

(2)教育基本法の性格の変容を踏まえれば、今後の教育基本法の在り方を考える上で、教育基本法の規定が、学校における教育実践にどのような影響を与えているのかを明らかにする必要がある。

### 2. 研究の目的

(1)改正教育基本法案の作成に関わった関係者に対する聞き取り調査によって、法案の作成プロセスの実態を明らかにする。

(2)改正教育基本法の規定が、学校における教育実践に具体的にどのような影響を与えているのかについて、特に、教育基本法第二条の学校における教育実践への影響について明らかにする。

### 3. 研究の方法

(1)調査の前提として、改正教育基本法の制定プロセスを、法案作成に直接関わった立案担当者への聞き取り等によって明らかにする。

(2)教育基本法が、教育施策、教育実践にどのような影響を与えているのかについて、学校管理職への質問紙調査によって、その受容状況を明らかにする。

### 4. 研究成果

#### (1)はじめに

本研究では、改正教育基本法の制定プロセスについて明らかにした上で、教育基本法第二条(教育の目標)が、学校現場の教育実践に対し、規範的、理念的にどのような影響を与えているのかを、校長を対象とした質問紙調査によって明らかにした。調査は、全国の小学校、中学校、高等学校等の校長を対象にして、教育基本法第二条(教育の目標)が与えた影響について調査を実施し、その回答を分析したものである。

#### (2)教育基本法第二条(教育の目標)の学校教育に与える影響

##### ア 学校教育全体の視点からの理念的影響と規範的影響

はじめに、第二条に掲げる23の目標事項について、学校の教育内容に対して、どのような影響を与えているのかということについては、質問紙調査においては、(a)教育理念として学校現場の教育内容や教育実践にどの程度影響を与えているのか、(b)規範的な根拠として学校現場の教育内容や教育実践にどの程度影響を与えているのか、について5件法で回答を求めた。その結果について、以下に述べる。

##### 全体的傾向について

全体として、「豊かな情操と道徳心を培う」「生命を尊ぶ」「伝統と文化を尊重する」「我が国と郷土を愛する」が高くなっており、その一方で、「真理を求める態度を養う」「社会の発展に寄与する」「他国を尊重する」等が低くなっている。

##### 平均の比較について

理念的影響と規範的影響を比較すると、全体として、教育理念としての影響を与えているという認識が、規範としての影響を与えているという認識よりも高かった。両者の平均を比較すると、「真理を求める態度」、「豊かな情操と道徳心を養う」、「創造性を培う」、「個人の価値を尊重する」、「正義と責任を重んずる」、「公共性の精神に基づく」、「社会の発展に寄与する」、「他国を尊重する」、「国際社会の平和と発展に寄与する」の9項目で有意差が見られた。

##### 目標事項のまとめりについて

23の目標事項について因子分析を行った結果、理念的影響については、抽象性、社会・道徳性の二つの因子が抽出された。また、規範的影響については、共生・協働性、自律・主体性、社会・道徳性の三つの因子が抽出された。

#### イ 校種ごとの分析

次に、小学校、中学校、高等学校の校種ごとに、第二条の目標事項が学校教育に与える理念的影響と規範的影響について分析する。

##### (ア)小学校における理念的影響と規範的影響についての分析

##### 全体的傾向について

全体として、「豊かな情操と道徳心を培う」「生命を尊ぶ」が最も影響度が高く、次いで「伝統と文化を尊重する」「我が国と郷土を愛する」が高いと認識されている。その一方で、「真理を求める態度を養う」「勤労を重んずる」「社会の発展に寄与する」「他国を尊重する」が低いと認識されている。

##### 平均の比較について

小学校においては、全体として理念的影響の大きさと規範的影響の大きさは同じ水準にあると認識されている目標事項が比較的多いが、理念的影響の方が規範的影響よりも強いと認識されているものも少なくなかった。理念的影響の方が高いと認識されていた目標事項について、「真理を求める態度」、「創造性を培う」、「自主及び自律の精神を養う」、「公共性の精神に基づく」、「主体的に社会の形成に参画する」、「社会の発展に寄与する」、「国際社会の平和と発展に

寄与する」の7項目において有意差が見られた。

目標事項のまとめについて

小学校において、23の目標事項について因子分析を行った結果、理念的影響については、抽象性、 伝統文化・主体性、 多文化共生性の三つの因子が抽出された。また、規範的影響については、 普遍性、 知性・主体性、 伝統・生活性、 多文化性の四つの因子が抽出された。

(イ) 中学校における理念的影響と規範的影響についての分析

全体的傾向について

全体として、「豊かな情操と道徳心を培う」が最も高く、次いで「生命を尊ぶ」「個人の価値を尊重する」「伝統と文化を尊重する」「我が国と郷土を愛する」が高いと認識されている。その一方で、「真理を求める態度を養う」「社会の発展に寄与する」「自然を大切にする」「環境の保全に寄与する」「他国を尊重する」が低いと認識されている。

平均の比較について

中学校においては、全体としては理念的影響の大きさが規範的影響の大きさを上回っているものの、同じ水準にある目標事項が多くなっている。理念的影響の方が規範的影響よりも強いと認識されている目標事項について平均を比較すると「公共性の精神に基づく」の1項目のみで有意差がみられた。

目標事項のまとめについて

中学校における23の目標事項について因子分析を行った結果、理念的影響については、個人の能力・情操、 主体・道徳性、 自然・環境、の三つの因子が抽出された。また、規範的影響については、 社会貢献、 生命・情操、 社会・主体・国際性、 伝統文化、 自然・環境の五つの因子が抽出された。

(ウ) 高等学校における理念的影響と規範的影響についての分析

全体的傾向について

全体的に、「豊かな情操と道徳心を培う」「個人の能力を伸ばす」「主体的に社会の形成に参画する」「生命を尊ぶ」が高いと認識されており、次いで「幅広い知識と教養を身に付ける」「伝統と文化を尊重する」「我が国と郷土を愛する」が高くなっている。その一方で、「真理を求める態度を養う」「正義と責任を重んずる」「自然を大切にする」「他国を尊重する」は低いと認識されていた。

平均の比較について

高等学校では、23のすべての目標事項において、理念的影響の方が規範的影響よりも高いと認識されており、「豊かな情操と道徳心を培う」「伝統と文化を尊重する」「我が国と郷土を愛する」の3項目で有意差が見られた。一方、規範的影響の方が理念的影響を上回った項目は一つもなかった。

目標事項のまとめについて

高等学校において、23の目標事項について因子分析を行った。理念的影響については、個人的価値、 伝統・主体性、 生活・自然・環境、 共生性の四つの因子が抽出された。また、規範的影響については、 個人的価値・能力、 伝統・社会的主体性、 自然・環境・国際性の三つの因子が抽出された。

(3)まとめ

本研究では、教育基本法第二条の目標事項が、学校現場における教育内容や教育実践にどのような影響を与えているのか、理念的影響、規範的影響の二つの視点から分析を行った。本論の調査結果から次のようなことが観取される。第一には、教育基本法第二条の示した目標事項については、全体として、教育実践において達成すべき規範としてとらえられているというよりは、主に教育理念として影響を与えていると認識されていたことである。第二条で掲げられた目標事項は、実践をイメージするには抽象的な次元にとどまっていることを理解する必要がある。なお、この点については、校種によって違いが見られ、小学校においては、中学校・高等学校と比較して、両者に有意差がみられた項目が他の校種に比べて多かった。小学校においては、教科担任制をとる中学校・高等学校と異なり、学級担任が中心となっており、教科のみならず、生活指導、学級経営など児童の学校生活のすべてに関わることから、目標事項が理念として教育実践に影響しやすい素地があることが推測される。第二には、小学校、中学校において、道徳教育に関する目標事項において規範としての影響を与えていると認識されていたことである(高等学校では、より理念として影響を与えていると認識されていた)。因子分析によれば、いずれの校種においても、伝統文化・主体性、主体・道徳性、生命・情操などの因子が析出されていたが、小学校、中学校においては、道徳の授業が設定されていることから、授業において具体的に達成すべき事項として受けとられていたことによるものと思われる。第二条に掲げる目標事項において、教科等の内容と密接に関係する事項は、教育実践に対して直接的な影響を与えることを示唆しているものと考えられる。第三には、教育基本法第二条においては、第1号～第5号の枠組みが学校現場においては教育実践上の枠組みとしても現実を受け入れられていることが示されていたことである。このことは、教育基本法第二条の各号の枠組みは、法令や基準の枠組みとして影響を与えているだけでなく、教育実践にも一定の影響を与えるものとして認識する必要があることを示唆しているものと思われる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

佐々木幸寿「学校の教育内容や教育実践に与える教育関係法令の影響 - 教育基本法第二条(教育の目標)に着目して - 」『日本義務教育学会紀要』第2号, 査読有, 27-35頁, 2018年。

佐々木幸寿「教育基本法制定過程における自由民主党リベラル派議員の役割」『東京学芸大学紀要 総合教育科学』第68号, 査読無, 1-8頁, 2017年。

<https://core.ac.uk/download/pdf/79161307.pdf#search>

〔学会発表〕(計1件)

佐々木幸寿「学校教育の内容に与える教育関係法令の影響 - 教育基本法第二条(教育の目標)に着目して - 」日本教育制度学会, 2017年。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。